

(補足) 国指定鳥獣保護区における保全事業について

1 経緯

- (1) 国指定鳥獣保護区及び同特別保護地区は、国際的又は全国的な鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のため重要と認める区域について、環境大臣が指定するものである。

鳥獣保護区においては鳥獣の捕獲等が禁止され、さらに鳥獣保護区特別保護地区においては工作物の新築等が禁止又は制限されており、これらの行為規制により鳥獣の保護を図っているところである。しかし、近年、周辺地域での開発や人為的な影響による一部の動植物の増加に起因して、鳥獣保護区内の鳥獣の生息環境が悪化する事例が顕在化してきた。

これに対処するため、第164回国会において鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)を改正し、鳥獣保護区における鳥獣の生息の状況に照らして必要があると認めるときは、国にあっては国指定鳥獣保護区において、保全事業(鳥獣の生息地の保護及び整備を図るための鳥獣の繁殖施設の設置その他の事業)を行うものとする規定を設けた。

- (2) これを受け、わが国に生息する鳥獣の保護を図る上で骨格となる国指定鳥獣保護区において、悪化した鳥獣の生息環境を積極的に改善するため、平成19年度から直轄による保全事業を実施している。

2 対象地域

鳥獣保護法第28条第1項の規定に基づき、環境大臣が指定した国指定鳥獣保護区。

指定地域：全国で77箇所(平成22年11月1日現在)

3 対象事業

鳥獣の生息地の保護及び整備を図るための以下の事業

- ・ 湖沼等の水質を改善するための施設の設置
- ・ 鳥獣の生息地の保護に支障を及ぼすおそれのある動物等の侵入を防ぐための施設の設置
- ・ 鳥獣の繁殖施設、採餌施設、休息施設の設置(植物の植栽、たい積物等の除去を伴う場合を含む。)
- ・ これらの施設の管理上必要な巡視歩道、管理舎、標識等の施設の設置

4 実施箇所

6箇所の国指定鳥獣保護区(浜頓別クッチャロ湖(北海道)、宮島沼(北海道)、片野鴨池(石川県)、谷津(千葉県)、浜甲子園(兵庫)、漫湖(沖縄県))について実施。平成23年度現在